

平成 2 7 年第 1 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 7 年 3 月 3 日 (開会)

平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (閉会)

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林隆） 定例会提出予算関係議案の1ページをお開きください。
議案第1号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。専決第1号 専決処分書

平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

3ページになります。

平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算は次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものとする。

内容につきましては、7ページ、8ページをご覧ください。

歳出であります。

2款総務費 1項総務管理費 14目財政調整基金費 4,500万円の減額です。
25節積立金、財政調整基金積立金として4,500万円減額するものであります。これにつきましては、この後、ご説明いたします除雪経費の財源として減額するものであります。

8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路維持費 4,500万円の追加であります。7節賃金、除雪車の臨時運転賃金として426万3,000円の追加であります。11節需要費、除雪車両の燃料費として25万7,000円の追加であります。13節委託料、業者への道路除排雪委託料として4,048万円の追加であります。

以上でありますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 採決

議案第1号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分について、承認を求める件を採決いたします。

本案は討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認され

ました。

日程第6 議案第24号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第6 議案第24号 上小阿仁村特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林隆） 村議会定例会提出議案の方になります。7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号 上小阿仁村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、上小阿仁村教育委員会教育長の給料の額に関する条例を議会に提出するため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては次のページをお開きください。

上小阿仁村特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「副村長の次に「及び教育長」を加えるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴いまして、議員の議員報酬並びに村長、副村長の給料の額と同じく、教育長の給料額について審議会の意見を聞くものであります。

施行期日は、公布の日からとしております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論

○議長（小林信） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第24号 採決

○議長（小林信） 議案第24号 上小阿仁村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案通り決して、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決され

ました。

日程第7 議案第2号から日程第18 議案第13号 上程・付託

○議長(小林信) 日程第7 議案第2号 平成27年度上小阿仁村一般会計予算についての件から、日程第18 議案第13号 平成27年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、12件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております12件の提案理由の説明は、付託する委員会で求めることとし、説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

○議長(小林信) 議案第2号から議案第13号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第14号から日程第28 議案第23号 上程・付託

○議長(小林信) 日程第19 議案第14号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件から、日程第28 議案第23号 平成26年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件まで、10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小林隆) 定例会提出予算関係議案の方になります。10ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,325万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億7,341万4,000円とするものであります。

第2条ですが、繰越明許費です。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

内容につきましては15ページをお開きください。

繰越明許費であります。繰り越しいたしますのは、7款商工費 1項商工費、事業名がプレミアム付商品券発行支援事業900万円でございます。これは地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域商品喚起、生活支援型の交付金を充

当して行うものでございます。

次に 11 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費、事業名が公共土木施設災害復旧費事業でございます。予算が 415 万円です。これにつきましては河川災害復旧で、山ふじ温泉付近の五反沢川の積みブロック工 50 m²、延長が 9 m のものであります。これにつきましては、全国で災害が多発しておりまして指定されたブロックの供給が 3 月までにできないため繰り越しするものでございます。

次が 16 ページ、地方債補正です。

過疎対策事業債について、2 億 640 万円のを 2 億 5,200 万円とするものでございます。4,560 万円の追加になりますが、これは当初予防額がほぼ認められたことによるものであります。

次に 21 ページをお開きください。

最初に歳入であります。今回の補正につきましては歳入歳出とも実績によるものが主なものでありますので、金額の大きいものだけを説明させていただきますと思います。

1 款村税 1 項村民税 1 目個人、1 節現年課税分です。360 万円の減額、これは退職者所得に係る算定人数の減によるものでございます。同じく 2 項固定資産税 1 目固定資産税 226 万 3,000 円の追加です。内訳は土地が 103 万 2,000 円、家屋が 88 万 2,000 円の追加となります。

6 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金 1 目地方消費税交付金、これにつきましては地方消費税の一部を財源としまして、県が人口と従業者数で按分して村に交付されるものでございます。409 万 2,000 円の追加でございます。これは社会保障財源分の実績見込みによる追加でございます。

9 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税 128 万 2,000 円の追加でございます。これにつきましては、普通交付税の調整分ですが、当初は調整分として引かれるわけですが、その調整分が追加になったことに伴います補正でございます。

次に 23 ページ、24 ページです。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 815 万 3,000 円の追加でございます。総務管理費補助金、地域住民生活等緊急支援のための交付金 815 万 3,000 円の追加でございます。これは地方創生に伴うものでございまして、地域消費関係生活支援型として交付されるものです。それにプレミアム商品券の財源になります。これが繰越事業となります。次に 2 目民生費国庫補助金 433 万 5,000 円の減額でございます。2 節の社会福祉費補助金、臨時福祉給付金 388 万 9,000 円の減額でございます。これは、当初予算は国の試算により概算で計上してございましたが、実対象人数が少なくなったための減額でござ

います。

次に 25、26 ページをお開きください。

14 款県支出金 2 項県補助金の 4 目農林水産業費県補助金 2 節林業費補助金 138 万 8,000 円の減額でございます。そのうちの森林環境保全直接支援事業費 117 万 1,000 円の減額ですが、これは上仏社字田ノ沢並びに上合地地区の除伐事業の実績による減額でございます。

次に下の 15 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入 441 万 8,000 円の追加でございます。3 節素材売払収入のうちの造材売払収入 413 万 7,000 円の追加でございます。これにつきましては、南沢字砂子淵の皆伐、それから沖田面字春沢 A、B 地区の搬出間伐。南沢字掘内岱の搬出間伐の収入の実績によるものでございます。

次に 29、30 ページをお開きください。

20 款村債 1 項村債 2 目過疎対策事業債 4,560 万円の追加でございます。16 番の K A M I K O A N I プロジェクト事業につきましては、実績による減額でございますが、その他補正されている追加につきましては、当初要望額のとおりほぼ予算がついたということの追加補正でございます。

次に歳出であります。31 ページ、32 ページです。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費 502 万円 1,000 円の減額でございます。1 節 3 節 4 節、それぞれ議員の欠員による減でございます。

次に 2 款総務費 1 項総務管理費 2 目文書広報費 723 万 5,000 円の減額でございます。19 節負担金補助及び交付金、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金 688 万 5,000 円の減額です。これは番号法の関係で 2 次調達分として、健康管理システムを導入しなかったため、700 万円の減額。同じく番号法システムの改修をした追加分として 11 万 5,000 円の追加となっております。

次に 33、34 ページをお願いいたします。

上から 2 段目の 19 節負担金補助及び交付金 300 万円の減額です。K A M I K O A N I プロジェクト秋田への負担金、これにつきましては、国庫補助 1,500 万円をみておりましたが、1,200 万円になりまして、その差額の 300 万円を過疎債でみておりましたが、事業収入等があったため、この分を減額したものでございます。次に 11 目地域公共交通費 185 万円の減額であります。13 節委託料 120 万円の減額です。そのうち市町村有償運送委託料 100 万円の減額です。これにつきましては、当初、毎日運行することで予算計上しておりましたが、途中から予約制としたために運行しない日の減額分でございます。次に 14 目財政調整基金費 9,764 万 5,000 円の追加であります。財政調整基金積立金として追加するものでございます。

35、36 ページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 388 万 6,000 円の減額でございます。そのうち 19 節負担金補助及び交付金 328 万円の減額です。臨時福祉給付金として 314 万円の減額です。当初の試算で概算計上していたものが、対象実人数が少なくなったため減額するものでございます。次に 37、38 ページをお願いいたします。6 目障害者福祉費 20 節扶助費 212 万 5,000 円の減額でございます。それぞれの各説明項目について実績見込みによる減額となっております。次の 2 項児童福祉費 2 目保育園費 240 万円の減額です。7 節賃金 210 万円の減額、補助賃金ですが、これは当初有資格者で補助賃金を計上しておりましたが、有資格者がいなかったため減額するものでございます。

39、40 ページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費 150 万 7,000 円の減額でございます。13 節委託料 110 万 1,000 円の減額、予防接種委託料の減額です。これは主に子宮頸ガン等の接種がなかったため減額するものでございます。次に 6 目検診事業推進費 172 万 1,000 円の減額でございます。13 節委託料 172 万 1,000 円、検診委託料の減額です。これにつきましては、病院等で検診するなどによりまして受診者が減少したものによります減額でございます。次に 3 項診療所費 1 目診療所費 16 万 8,000 円の追加です。19 節負担金補助及び交付金、これは北秋田市上小阿仁村病院組合の訴訟経費の追加分で 16 万 8,000 円の追加です。次に 41、42 ページをお願いいたします。4 項水道費 1 目水道費 1,358 万 6,000 円の追加でございます。28 節繰出金 1,424 万円の追加です。これは簡易水道特別会計繰出金として、五反沢地区統合簡易水道の過疎債分として 1,280 万円、それから同じく単独事業費分として 151 万 9,000 円、それから起債の償還分として 7 万 9,000 円減額するものでございます。

次、6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費 342 万 3,000 円の減額でございます。このうち 19 節負担金補助及び交付金 110 万 1,000 円の減額です。26 番の経営体育成支援事業費 95 万 3,000 円の減額であります。これは当初農業機械、コンバインを購入する補助額ですが、限度額が 300 万円ということでありまして、当初 395 万 3,000 円予算計上しておりまして、その不用額分を減額したものでございます。28 節繰出金 200 万円、農業集落排水事業特別会計繰出金として、一般管理費分が 23 万 4,000 円、施設管理費分として 176 万 6,000 円、それぞれ減額するものでございます。5 目野外生産試作センター管理費 191 万円の減額でございます。8 節報償費 144 万円の減額です。研修生報奨金、これは当初研修生 2 名分の予算を計上しておりましたが、1 名の研修生でありましたので、1 名の 144 万円を減額するものでございます。次に 43、44 ページをお願いいたします。3 目造林費 217 万 4,000 円の減額でございます。13 節委託料 189 万円の減額、造林事業委託料として 177 万 6,000 円の減額です。これは

仏社字田ノ沢及び上合地地区の除伐事業の実績によるものでございます。6目林道維持費 344万5,000円、工事請負費、林道維持修繕工事として 344万5,000円減額するものでございます。これは寺ノ沢林道が 126万3,000円の減額、五反沢国見線が 218万2,000円の減額であります。施工の方法が変わったものと、入札差額によるものでございます。

45、46 ページをお願いします。

7款商工費 1項商工費 1目商工振興費 751万5,000円の追加です。19節負担金補助及び交付金のうち、10番のプレミアム付商品券発行支援事業費補助金として 900万円の追加となります。これは繰越事業となります。2目観光費 244万円の減額であります。13節委託料 147万2,000円の減額、キャンプ場管理作業委託料 123万4,000円の減額です。これは昨年 26年道路決壊により開設できなかったための減額でございます。

次に8款土木費 2項道路橋りょう費 1目道路維持費 493万2,000円の減額です。14節使用料及び賃借料 200万円の追加、これは除排雪機械の借上料として追加するものでございます。15節工事請負費 693万2,000円の減額です。これは村道多々羅十二ノ沢線の入札不調によるものでございます。これにつきましては、平成 27年度の当初に計上してございます。次に 47、48 ページです。5項住宅費 1目住宅管理費 100万円の減額です。19節負担金補助及び交付金、住宅リフォーム緊急支援事業、実績見込みによりまして 100万円の減額であります。

49、50 ページになります。

10款教育費 1項教育総務費 3目教育振興費 216万円の減額でございます。21節貸付金、これは奨学金の貸付金として、実績見込みによる 216万円の減額となります。次に4項社会教育費 7目生涯学習センター管理費 221万7,000円の減額です。15節工事請負費、舞台機構設備工事 153万6,000円の減額です。これは入札差額によるものでございます。次に 51、52 ページです。5項保健体育費 1目学校給食費 154万3,000円の減額です。13節委託料、学校調理場の設計監理委託料の入札差額として 134万2,000円減額するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小林信） 次に診療所事務長。

○診療所事務長（伊藤清） 同じく 56 ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第 15 号 平成 26 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,080 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 3,697 万 8,000 円とするものであり

ます。

63 ページをご覧くださいと思います。歳入

1 款診療収入 1 項外来収入 1 目診療報酬収入 940 万円減であります。主なものは患者数の減による医科診療収入の減であります。1 節医科診療収入 1,040 万円の減、2 節歯科診療収入 100 万円の増。2 目一部負担金、同じく患者数の変動によりまして、1 節医科診療収入、一部負担金が 150 万円の減。2 節歯科診療収入が 10 万円の増で、合計 140 万円の減となります。

65 ページをご覧くださいと思います。

1 款総務費 1 項施設管理費 1 目一般管理費 228 万 2,000 円の減となっております。給料、職員手当、共済費等につきましては、人件費に係わる分でございます。賃金から 13 節委託料までは実績見込みによる減額でございます。賃金 19 万 2,000 円の減、交際費 5 万円の減、需用費 98 万 9,000 円の減で、大きいところは燃料費、今年の冬雪は多かったわけですが、そんなに寒くなかったことで、ここが減額になります。13 節委託料 38 万 3,000 円の減。15 節工事請負費、これは施設修繕工事でございますが、入札差額による減で 86 万円の減でございます。

2 款医業費 1 項医業費 1 目医業費 357 万 8,000 円の減額です。

11 節需用費、医薬材料費として 140 万円の減額、これは実績見込みでございます。13 節委託料 163 万円の減でございますが、医療業務委託料、これは泌尿器科の先生の医療業務実績に見込みでございます。16 万円の減でございます。技工物委託料、実績見込みで 40 万円の減。心電図解析委託料 15 万円の減、医師代行診療委託料、これは医師代診委託料を、歯科の医師と医科の医師、2 の方で見込んでおりましたけれども、実績が少なかつたために 92 万円の減であります。14 節使用料及び賃借料 45 万 4,000 円の減、在宅用酸素使用料でございますけれども、使用実績がない見込みですので 45 万 4,000 円減額するものであります。

67 ページをご覧くださいと思います。同じく 1 目医業費の中で備品購入費でございますけれども 9 万 4,000 円の減、入札差額による減額でございます。歯科の診察台でございます。

4 款諸支出金 2 項繰出金 1 目一般会計繰出金でございます。494 万円の減額になっております。歳入の減少に伴いまして多項目より充当ということで減額させていただいております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 特別養護老人ホーム施設長。

○老人ホーム施設長（河村良満） 同じく 72 ページでございます。

議案第 16 号 平成 26 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第 3 号）であります。

既定の歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ 474 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,287 万 7,000 円とするものでございます。

内容につきましては、79 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款 1 項 1 目居宅介護サービス費収入 400 万円の増であります。1 節短期入所生活介護費収入 400 万円、これは実績見込みによるものでございます。

2 目施設介護サービス費収入 1 節施設介護サービス費収入 1,400 万円の減額でございます。これも実績見込みによるものでございますが、入院者の増、加算の減額がありまして、1,400 万円の減額になります。1 款 2 項 1 目自己負担金収入、これも 1 節自己負担金収入、短期入所の方が 200 万円、施設介護サービス費の方が 200 万円の減というので、それについて先ほども長期入院によりまして減額と増額をしております。

4 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 節財政調整基金繰入金 525 万 7,000 円、歳出調整のための基金よりの充当でございます。

次のページをご覧ください。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費、2 節給料から 4 節共済費までは、職員の病休とか育休による減額でございます。7 節賃金業務補助賃金については実績見込みでございます。9 節旅費 20 万円の減、これも実績見込みによる減。12 節役務費、手数料 30 万円、これも実績見込みでございます。13 節委託料 50 万円、保守点検については入札差額でございます。

2 款 2 項 1 目施設介護サービス事業費 40 万円の減、これについては 13 節委託料 40 万円の減ですが、健康診断委託料、オムツ洗濯委託料、これについては、実績見込みによる減であります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（武石晋） 議案第 17 号、86 ページをお開きください。

平成 26 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 157 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,130 万 8,000 円とするものでございます。

93 ページをお開きください。歳入。

1 款企業収入 1 項使用料及び手数料 1 目簡易水道使用料、補正額 40 万円の減額です。これは小沢田地区の実績見込みによる減額分となります。

2 款 1 項 1 目簡易水道事業県補助金、24 万円の減額となります。これは五反沢地区統合簡易水道事業の実績による減額となっております。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金 1,424 万円の増となっております。これは五反沢地区の事業に係る簡易水道債から過疎債に振り替えたものの入れ替えとなります。2 目基金繰入金 180 万円の減、これはメータ更新の実績による減額となっております。

6 款 1 項 1 目雑入、これは大海地区等の編入分でございます。

7 款 1 項 1 目簡易水道事業債、1,400 万円の減、これは五反沢地区の簡易水道債を過疎債に変更するため、簡易水道債分を減額するものでございます。

97 ページを開いてください。歳出になります。

1 款 1 項 1 目統合地区管理費。実績により 157 万円を減額するものでございます。2 項 1 目統合地区管理費、小規模水道に係る分につきましては支出区分の内容調整ということで、金額の変更はございません。

2 款 1 項 1 目五反沢地区統合簡易水道事業費、実績によりまして簡易水道債から過疎債に組替えによりまして、財源区分を調整するものでございます。以上であります。

続きまして 100 ページをお開きください。

議案第 18 号 平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 200 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 6,768 万 1,000 円とするものでございます。

107 ページをお開きください。歳入です。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、実績見込みによりまして 200 万円を減額するものであります。

次の 109 ページをお開きください。歳出

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正はございません。財源の区分変更であります。2 目施設管理費、補正額 200 万円の減額となります。これは小沢田処理施設の破砕機の修繕実績によります減額となっております。

以上でございます。

続きまして 112 ページをお開きください。

議案第 19 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 51 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,549 万 6,000 円とするものでございます。

119 ページをお開きください。歳入

2 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金。電機設備更新設計委託実績によりまして、国庫補助金を 31 万 3,000 円減額するものでございます。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、先ほどの国庫補助金の減額に伴う分といたしまして一般会計からの繰入金を 20 万 2,000 円減額するものでございます。

続きまして 121 ページをお開きください。歳出の方になります。

1 款 1 項 2 目施設管理費 51 万 5,000 円の減。電機設備更新の設計委託の実績によりまして 51 万 5,000 円を減額するものであります。

以上です。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 同じく 124 ページをお開き願います。

議案第 20 号 平成 26 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）であります。

歳入歳出予算補正

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 563 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,384 万 5,000 円とするものであります。

内容につきましては 131 ページをご覧ください。歳入であります。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 184 万 5,000 円の補正であります。過年度分として、平成 20 年度、平成 21 年度、過大返還分として国からの返還金を補正するものであります。3 款 2 項 4 目システム改修費補助金 56 万 9,000 円の補正であります。平成 27 年度介護報酬改定に伴うシステム改修の補助金の補正であります。

4 款 1 項 1 目 1 節介護給付費交付金 545 万 5,000 円の減額であります。介護給付費交付金として支払基金の交付額が決定されたことに伴う補正であります。

5 款 1 項 1 目介護給付費負担金 115 万 1,000 円の補正であります。県の交付額が決定されたことに伴う補正であります。

7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金 50 万円の補正であります。実績見込みによる村負担分の 12.5%分に係る補正であります。4 目その地一般会計繰入金 77 万 7,000 円の減額であります。内訳として介護予防事業分として 94 万円の減額、包括支援事業分として 40 万 7,000 円の減額となります。2 節システム改修費の繰入金 57 万円の増額であります。27 年度介護報酬改定に伴うシステム改修の村負担分であります。

7 款 2 項 1 目基金繰入金 780 万 4,000 円の補正であります。1 節財政調

整基金繰入金として介護給付金、給付費の増による財源不足による補正であります。

次の112ページ、歳出になります。

1款 1項 1目一般管理費113万9,000円の補正であります。19節負担金補助及び交付金113万9,000円の補正であります。これは平成27年度介護報酬改定に伴うシステム改修事業に伴う措置であります。

2款 1項 1目介護サービス給付費400万円の補正であります。これは在宅介護サービス給付費1,200万円、これは実績見込みによる増額であります。施設介護サービス給付費800万円の減、これも実績見込みによる減であります。

2款保険給付費 2項 1目介護予防サービス給付費200万円の減額でございます。介護予防サービス給付費として200万円の減であります。実績見込みにより減になります。

2款 5項 1目特定入所者介護サービス費200万円の増額であります。特定入所者介護サービス費200万円、実績見込みによる増であります。

次のページになります。

3款 1項 1目介護予防事業費94万円の減額であります。介護予防事業委託料として、これも実績見込みによる減額であります。2目包括的支援・任意事業費40万7,000円の減額であります。内訳として、地域支援事業委託料23万3,000円の減、任意事業委託料17万4,000円の減、いずれも実績見込みにより減額であります。

4款 1項 1目財政調整基金積立金184万5,000円の増であります。これは平成20年、21年の国からの返還分の歳入を積み立てるものであります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小林信） 総務課長。

○総務課長（小林隆） 次に定例会提出議案の4ページをお開きください。

議案第21号 平成26年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入れについてであります。

平成26年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計は施設整備費分として、平成26年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を1,424万円追加し、4,556万6,000円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方財政法第6条の規定により、この議案を提出するものであります。

○次に5ページであります。

議案第22号 平成26年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れ

についてであります。

平成 26 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は施設管理費分として、平成 26 年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を 200 万円減額し、4,394 万 9,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものであります。

6 ページをお開きください。

議案第 23 号 平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについてであります。

平成 26 年度上小阿仁村下水道事業特別会計は施設管理費分として、平成 26 年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を 20 万 2,000 円減額し、2,558 万 7,000 円以内とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方財政法第 6 条の規定により、この議案を提出するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 14 号から議案第 23 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 29 議案第 25 号から日程第 33 議案第 29 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 29 議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第 33 議案第 29 号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更についての件まで 5 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林隆） 同じく提出議案の 9 ページであります。

議案第 25 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては 10 ページをお開きください。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の

ように改正する。

別表 1 中 教育委員会の委員長、月額 1 万 7,000 円。委員、月額 1 万 4,000 円のもの、教育委員会委員、月額 1 万 4,000 円にするものです。教育委員長の月額 1 万 7,000 円の部分を削るものでございます。

附則といたしますして、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

経過措置 この条例の既定は、この条例の施行の際、現に在職する教育長、による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長という。以下同じ、が改正法附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長として在職する間は、改正後の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なお、その効力を有する。ということで、現教育長の在任中は、現行条例の施行であり、教育長が新しくなった場合から、本改正案が適用されます。以後、地方教育行政の組織並びに運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う条例改正は、同様の扱いとなります。

11 ページであります。

議案第 26 号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてであります。

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、この条例案を提出するものでございます。

12 ページをお開きください。

教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例は廃止する。

附則 施行期日ですが平成 27 年 4 月 1 日です。

経過措置につきましては、先ほど述べたとおりでございます。

次に 13 ページであります。

議案第 27 号 教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてであります。

教育長の勤務時間、休暇等に関する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴い、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、14 ページをお開きください。

教育長の勤務時間、休暇等に関する条例

趣旨 第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

勤務時間、休暇等

第2条といたしまして、教育長の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例によります。ただし、同条中、任命権者とあるのは、教育委員会とするほか、規則とあるのは教育委員会規則とするというものでございます。ということで、これは村職員と同じ勤務時間、休暇等によります。

附則につきましては、施行期日が平成27年4月1日からです。

経過措置につきましては、先ほど前に述べたものと同じでございます。

次に15ページであります。

議案第28号 教育長の職務専念義務の特例に関する条例の制定についてであります。

教育長の職務専念義務の特例に関する条例を別記のとおり提出する。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律に伴い、この条例案を提出するものです。

内容につきましては、16ページをお開きください。

教育長の職務専念義務の特例に関する条例

第1条 目的でございます。この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とするものです。

第2条につきましては、教育長の職務免除についてでございます。職務免除される場合は研修を受ける場合。厚生に関する計画の実施に参加する場合。前2号に規定する場合を除く外、教育委員会規則で定める場合、とあります。

施行期日は平成27年4月1日から施行するものです。

経過措置については、同じでございます。

次に17ページであります。

議案第29号 上小阿仁村過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

平成22年度から平成27年度までの6年間に於いて実施予定の上小阿仁村過疎地域自立促進計画を、次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

提案理由は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を得る必要があるため、この議案を提出するものであります。

内容につきましては、次の18ページをお開きください。

過疎地域自立促進市町村計画の変更であります。

区分は、3の生活環境の整備。変更箇所でございますが、事業名の(2)下水道の下に(3)廃棄物処理施設、ごみ処理施設を追加するもので、事業内容は、北秋田市クリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設建設事業でございます。

事業主体が北秋田市。村からは負担金となります。

この部分を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(小林信) これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第25号から議案第29号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第34 議案第30号から日程第41 議案第37号 上程・付託

○議長(小林信) 日程第34 議案第30号 ごみ処理に係る事務の委託についての件から、日程第41 議案第37号 上小阿仁村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件まで8件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長(伊藤精治) 19ページをお開き願います。

議案第30号 ごみ処理に係る事務の委託についてであります。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、北秋田市と協議のうえ、別記のとおり規約を定め、平成27年4月1日から上小阿仁村は、北秋田市にごみ処理に係る事務を委託するものとする。

提案理由といたしまして、上小阿仁村が北秋田市にごみ処理に係る事務を委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容としては、平成17年3月22日から、北秋田市に委託しているごみ処理に係る事務の委託期限が、平成27年3月31日までとなっているため、平成27年4月1日以降について委託を更新する必要があるため、この議案を提出するもの。

規約の内容については、次のページになります。

内容としては、現在の規約と同じ内容となっております。

委託事務の範囲ということで、第1条 上小阿仁村は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行を北秋田市に委託する。

(1)として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に定める廃

棄物のうち、生活系ごみ、事業系ごみの処理に関する事務。

(2)として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律の適合物の処理に関する事務。

第2条が管理及び執行の方法について

第3条で経費の負担について規定しております。委託事務の管理及び執行に要する費用は、甲の負担とする。2項として前項の経費の額及び納付の時期は、甲及び乙の長が協議して定める。ということになっております。

後、4条以降で、それぞれのことについて規定しております。

附則として、この規約は平成27年4月1日から施行することとしています。

2項で事務委託の期間は、施行日から北秋田市が新たに建設する焼却施設が供用開始するまでとしております。

以上であります。

次のページをお願いいたします。

議案第31号 消防に係る事務の委託についてであります。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、北秋田市と協議のうえ、別記のとおり規約を定め、平成27年度4月1日から上小阿仁村は北秋田市に消防に係る事務を委託するものとする。

提案理由といたしまして、上小阿仁村が北秋田市に消防に係る事務を委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容といたしましては、これも平成17年3月22日から事務の委託を北秋田市にお願いしておりますけれども、3月31日までの期限となっているため、4月1日以降について事務委託を更新する必要があるため、この議案を提出しています。

規約の内容については次のページになります。これも現在の規約と同じような内容になっております。

委託事務の範囲として第1条 上小阿仁村は次の各項に掲げる事務の管理及び執行を北秋田市に委託する。

(1)として、消防に関する事務。

(2)として、火薬類取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する知事の権限に属す事務のうち、関係市町村が処理することとされた事務としております。

3条で経費の負担について規定しております。委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とするということにしております。

4条以降については、それぞれ各項目について規定しております。

（「大差のないところは、省いてもいいです」の声あり）

附則として、この規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。委託の事務の期間は、施行日から平成 37 年 3 月 31 日までとしております。以上であります。

次に 25 ページをお開き願います。

議案第 32 号 上小阿仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

上小阿仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため、この条例案を提出するものであります。

次のページをお開き願います。

条例制定の理由といたしましては、平成 27 年 4 月から開始される子ども・子育て支援制度には、市町村は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者について、施設事業者の申請に基づき認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象になることを確認し、給付費を支払うこととなります。この確認を行うために、これらの施設事業の運営の基準を定めるため、この条例を制定するものであります。

条例案の内容といたしましては、この条例は、国が示した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って定めております。

第 1 章の総則では、用語の定義、一般原則について定めております。

第 2 章の特定教育・保育施設の運営に関する基準では、認定こども園及び保育園の利用定員を 20 人以上とする、ということ定めております。

次に第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準では、利用定員の事業区分に応じて定めております。家庭的保育事業、あと小規模保育事業の A 型、B 型、C 型。あと居宅訪問型保育事業、それぞれ定めております。

附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上であります。

次に 50 ページをお開き願います。

議案第 33 号 上小阿仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上小阿仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を別

記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、次の 51 ページになります。

条例の制定理由といたしましては、平成 27 年 4 月から開始される子ども・子育て支援制度では、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業については、市町村の認可事業としての基準について、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項により、条例で基準を定めることとされていることから、この条例を制定するものであります。

条例案の内容といたしましては、国が示した家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従って定めています。

第 1 章では、最低基準と一般原則、保育所等との連携、衛生管理、食事、健康診断、秘密の保持及び苦情対応等について定めております。

第 2 章の家庭的保育事業では、設備の基準、職員の基準、保育時間の基準を、それぞれ定めております。

第 3 章 小規模保育事業では、ここでも小規模保育事業の A、B、C 型の設備と職員の基準について定めております。

第 4 章の居宅訪問型保育事業も設備と職員の基準について定めております。

また第 5 章では、事業所内保育事業の設備と職員の基準を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上であります。

次に 72 ページをお開き願います。

議案第 34 号 上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

上小阿仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、次のページになります。

条例制定の理由といたしましては、子ども・子育て関連3法により改正された児童福祉法において、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で基準を定めることとされたことから、この条例を制定するものであります。

条例案の内容といたしましては、これも国が示した放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従って定めております。

主な基準といたしましては、設備の基準について定めております。専用区画面積等を定めております。2つ目として、職員について定めております。3つ目として職員の資格について定めております。4つ目といたしまして開所時間及び日数について定めています。退所時間については、地域における保護者の労働時間、小学校授業の終了時間やその地の状況等を考慮して、事業所ごとに定めることにしております。開所のつきましては、1年につき250日以上を原則として、その地域の状況等を考慮して、事業所ごとに定めることにしております。

附則として、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上であります。

次に79ページをお開き願います

議案第35号 上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村介護保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令及び介護保険法施行規則の改正並びに上小阿仁村第6期介護保険事業計画の策定に伴い条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容については、次のページになります。

改正内容といたしましては、1つ目として、第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準の見直しであります。所得状況等に応じて区分されており、第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を、現行の標準6段階から、標準9段階に再編いたし、保険料の基準額を第2段階、月額5,500円、年額にして6万6,000円とする改正であります。

2つ目として、改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置による附則の追加であります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の創設等地域支援事業に関する改正が

なされたことにより、地域支援事業の実施時期について、附則で定めたものがあります。

附則として、平成27年4月1日から、この条例を施行することとしています。

次に82ページをお開き願いたいと思います。

議案第36号 上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしまして、平成27年度介護報酬改定に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備を及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容につきましては、次のページになります。

改正内容といたしましては、指定区画サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等については、介護報酬に係る改正となって、社会保障審議会、介護給付費分科会の審議を踏まえて、3年の一度の改正を行っております。それに伴う改正であります。

内容といたしましては、1つ目は定期巡回・随時対応型訪問介護看護関係の改正であります。夜間のオペレータとして充てることができる施設事業所の範囲について、併設する施設事業者に加え、同一敷地内、または隣接する施設事業所を追加する改正であります。

2つ目は、小規模多機能型居宅介護及び総合型サービス関係の改正であります。内容といたしましては、小規模多機能型居宅介護事業の看護職員が兼務可能な施設事業所として同一敷地内、または隣接する施設事業所を追加するものであります。

3つ目といたしましては、認知症対応型共同生活介護関係の改正であります。認知症対応型共同生活介護事業者が、効率的にサービスを提供できるよう、現行では医師または交付されている共同生活住居の数の標準を3とすることができるという改正であります。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行することとしております。以上であります。

次に89ページをお開き願います。

議案第37号 上小阿仁村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上小阿仁村指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備、運営等の基

準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由といたしましては、平成 27 年度介護報酬改定に係る指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものであります。

内容は次のページになります。

改正内容といたしましては、これも議案第 36 号と同じく、社会保障審議会の介護給付費分科会の審議を踏まえて 3 年に一度の改正を行ってきており、それに伴う改正であります。

内容として 1 つ目は、介護予防小規模多機能型居宅介護関係の改正であります。これも介護予防小規模多機能居宅介護事業所に同一敷地内または隣接する施設事業所を追加できるとしております。

2 つ目として、介護予防小規模多機能型居宅介護の登録人員を現行の 25 人から 29 人以下、登録人員を 26 人以上 29 人以下、あとかよいサービスに係る定員を 18 人以下とすることを可能とする改正であります。

3 つ目は、介護予防認知症対応型共同生活介護関係の改正であります。これも同じく効率的にサービスが提供できるように、1 または 2 とさせている共同生活地域の数の標準について、新たに住居確保が困難な場合等の事情がある場合には、共同生活地域の数を 3 とすることができるという改正であります。

附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとしている。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 30 号から議案第 37 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 42 議案第 38 号から日程第 43 議案第 39 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 42 議案第 38 号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定についての件と、日程第 43 議案第 39 号 上小阿仁村農山加工施設の指定管理者の指定についての件、2 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林隆） 93 ページでございます。

議案第 38 号 上小阿仁村特産物直売所の指定管理者の指定についてであります。

次の団体を上小阿仁村特産物直売所の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原 66 番地 1

かみこあに観光物産株式会社

取締役 田 中 良 一

2, 指定の期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

提案理由 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものであります。

次に 94 ページをお願いいたします。

議案第 39 号 上小阿仁村農山加工施設の指定管理者の指定についてであります。

次の団体を上小阿仁村農山加工施設の指定管理者として指定したいので、上小阿仁村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 7 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

1, 指定管理者となる団体の所在地及び名称

上小阿仁村小沢田字向川原 66 番地 1

かみこあに観光物産株式会社

取締役 田 中 良 一

2, 指定の期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

提案理由は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提出するものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 38 号と議案第 39 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 44 議案第 40 号から日程第 45 議案第 41 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 44 議案第 40 号 上小阿仁村営住宅水無団地集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部の改正する条例についての件と、日程第 45 議案第 41 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（武石晋） 95 ページをご参照ください。

議案第 40 号 上小阿仁村営住宅水無団地集合住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、上小阿仁村営住宅水無団地集合住宅の設

置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するもの
あります。

提案理由 秋田県町村電算システム導入に伴い、公営住宅の月所得を準用し、
集合住宅の入居者月所得を改正するため、この条例案を提出するものでありま
す。

96 ページをご覧ください。

96 ページの表中、第 2 表の中央の部分に入居者月所得の欄がございます。

この欄については、村営集合住宅の単独の月所得となっておりますので、こ
れを公営住宅の月所得額と連動するようにし、システムで運用できるように改
定するものでございます。

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

同じく議案第 41 号 上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条
例について

上小阿仁村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出
する。

提案理由 小沢田、福館簡易水道地区と杉花小規模地区の統合整備のための
給水区域の変更及び沖田面簡易水道地区が統合地区に移行するため、この条例
案を提出するものであります。

98 ページをご覧ください。

簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中、福館地区（統合地区）を福館地区、杉花地区に改め、
同項第 6 号中杉花地区を小田瀬地区に改め、同項第 7 号を次のように改める、
ということで、第 7 号を削除するものでございます。

表、第 1 表中、中央部の各地区料金、月額の部分で、沖田面と表示ある部分
を削除し、全て統合とするものでございます。

これを平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 40 号と議案第 41 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 46 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 46 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであ

りますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労様でした。

15時18分 散会